

1993年改訂
国民経済計算の体系

SYSTEM OF NATIONAL ACCOUNTS 1993

下 卷

欧洲共同体委員会
国際通貨基金
経済協力開発機構
国際連合
世界銀行

経済企画庁経済研究所
国民所得部

93-6.
(12)

付録III 間接的に計測される金融仲介サービス (FISM)

1. 「体系」は、金融仲介機関によって供給される、明示的に料金を課されることのないサービスの価額を推計する単独の方法を勧告する。そのサービスは、間接的に計測される金融仲介サービス (FISM) として知られているものである。しかしながら、FISMの利用者への配分に関しては、2つの代替的な方法が「体系」内で許容されている。すなわち、FISMは、一国経済の産業および部門に配分してもよいし、一括して名目産業・部門に配分してもよい。この付録の目的は、本マニュアルの他の表に含まれる情報によりながら手を入れた例によつて、FISMの配分に関する代替的方法について述べ、勘定表章へのその帰結を示すことである。

1. FISMの価値

2. 利子が、居住者である金融仲介機関に対して、あるいは海外に対して借り手によって支払われ、居住者である金融仲介機関から、あるいは海外から貸し手に対して支払われるを考える。この付録の表A. III. 1 の最初の部分で与えられたデータは、関連するフローの設例である。FISMの価値は、金融仲介機関の受取財産所得から金融仲介機関の支払利子を差し引いた額として計算される。この設例においては、利子以外のすべての財産所得は、その自己資金から稼得され、すべての利子はそれ自身の資金によって得られたものではないということを前提する。したがつて、金融機関のFISMの価値は、受取利子 (125) マイナス支払利子 (77) すなわち48となる。
3. この例では、居住者単位によるすべての金融仲介が法人金融機関によって実行されるということを仮定する。理論的には、非法人企業が金融仲介を行なうことも可能であるが、この産出の量は、法人金融機関によって行なわれるものと比べて相対的に小さいものと思われるからである。
4. もしFISMを当該経済の産業と部門とに配分するのであれば、配分はまた非居住の貸し手と借り手にもなされるべきである。その配分額は、同時に海外勘定におけるFISMの輸出としてあらわれる。同様に、FISM要素を居住者である貸し手と借り手による非居住の金融機関への支払いとして示すべきである。同時に、これらの要素は海外勘定にFISMの輸入としてあらわれるはずである。非居住金融仲介機関との間で行なわれる利子支払いおよび受け取りと関連したFISMの価値は、非居住者からの借り入れと非居住者への貸し出しとを含む非居住仲介機関によるすべての利子取引を総体として捉える情報が利用可能でないことから、直接に計算できるものではない。もし制度単位別にFISMの配分を行なうのなら、輸入FISMの推計を別個に行なうべきである。FISMを名目部門だけに配分するのであれば、輸入FISMを推計することは不必要となる。

2. FISMの制度部門への配分

5. 仮にFISMの料金が明示的に請求されるとすれば必要とされる額よりも高い利子を支払う借り手によって、FISMが暗黙のうちに支払われていること、FISMの料金が明示的に請求されるとすれば必要とされる額よりも低い利子を受け取る貸し手によって、FISMが暗黙のうちに支払われていることを仮定する。部門別に、産業別にFISMを配分することの目的は、このサービスの購入を明示的に確認することと、それを支出を負担する部門にしたがつて中間消費か最終消費支出か輸出かに分類することである。
6. FISMの部門別配分の第一のステップは、居住仲介機関による収入FISMの額のうち、借り手の支払い額と貸し手の支払い額とを決定することである。この設例では、借り手が19、貸し手が29（合計48）支払うということを仮定する。この額は居住金融仲介機関からの借り入れとそれへの貸し出しをするすべての制度単位に配分されなければならない。この例においては、たとえば家計部門との取引が一般政府との類似の取引よりもコストが高くつくということを仮定するため、様々なカテゴリーの借り手と貸し手に適用される利子率が異なることを前提とする。海外への支払利子 (20) と海外からの受取利子 (3) とに関連して獲得したFISMの価値は2になり、借り手にのみ関連するものとみなす。表A. III. 1の第2の部分は借り手部門と貸し手部門の双方へのFISMの配分を示す。
7. 表A. III. 1の第3の部分は、支払利子および受取利子

(14)

表A. III. I. F I S I Mの部門配分に伴う計算

用途

93-8.

(14)

源泉

	S.2 海外	S.1 一国 経済	S.15 対家計 非営利 団体	S.14 家計	S.13 一般 政府	S.12 金融 機関	S.11 非金融 法入企 業	取引とバランス項目	S.11 非金融 法入企 業	S.12 金融 機関	S.13 一般 政府	S.14 家計	S.15 対家計 非営利 団体	S.1 一国 経済	S.2 海外	合計
合計																
125	13	112	7	17	22	0	66	借り手から金融機関へ支払われた利子		125					125	125
17		17			17			借り手から海外へ支払われた利子							17	17
77		77				77		金融機関から貸し手へ支払われた利子	22	0	12	33	5	72	5	77
3	3							海外から貸し手へ支払われた利子	3					3	3	
222	16	206	7	17	39	77	66	現実利子支払	25	125	12	33	5	200	22	222
19	3	16	1	3	2	0	10	借り手から金融機関へ支払われたサービス料		19					19	19
2		2			2			借り手から海外へ支払われたサービス料							2	2
29	1	28	2	16	2	0	8	貸し手から金融機関へ支払われたサービス料		29					29	29
0		0					0	貸し手から海外へ支払われたサービス料							0	0
106	10	96	6	14	20	0	56	借り手から金融機関へ支払われたサービス料を除く利子	106						106	106
15		15			15			借り手から海外へ支払われたサービス料を除く利子							15	15
106		106				106		貸し手から金融機関へ支払われたサービス料を含む 金融機関から貸し手に支払われた利子	30	0	14	49	7	100	6	106
3	3	0					0	貸し手から海外へ支払われたサービス料を含む 海外から貸し手に支払われた利子	3						3	3
230	13	217	6	14	35	106	56	F I S I Mの配分を行なう場合の利子の支払い	33	106	14	49	7	209	21	230
								サービス料の支出の属性								
								輸入								2
								産出		48	6		3	57		57
27		27	3	0	6	0	18	中間消費								
28		28	3	19	6			最終消費								
4	4							輸出								
59	4	55	6	19	12	0	18	合計		48	6		3	57	2	59

付録Ⅲ 間接的に計測される金融仲介サービス（FISM）

子を、借り手により現実に支払われる利子からFISMを差し引き、貸し手によって現実に受け取られる利子にFISMをえたものとして示している。居住金融仲介機関の受取利子の額は、（金融仲介の）定義によってその支払利子の額と等しい。第1次所得の配分勘定の「利子」項目にあらわされるのは、このような受取利子と支払利子である。

8. 居住金融仲介機関によって生産されるFISMの価額は、産出（価額48）であり、海外からもたらされたもの（価額2）が輸入としてある。したがって、FISMの全供給は、50である。

9. 非居住の借り手（価額3）と貸し手（価額1）によって居住金融仲介機関に支払ったFISMは、輸出（合計値4）である。非金融法人企業（価額18）、対家計非営利団体（価額3）と一般政府（価額6）による支払いは、中間消費である。この設例では、FISMが金融仲介機関自身によって消費

されることはないが、銀行間の貸し出しは金融機関へゼロでないFISMの配分をもたらす可能性がある。さらに、家計によって支払われる利子は、その生産活動に関して支払われるものではなく、そのFISMの消費（価額19）は最終消費支出として取り扱われることを仮定する。

10. ここまででは、50のFISMへの需要合計は供給と釣り合っている。しかし、その計算は完全ではない。非金融法人企業（18）と金融機関（0）と家計（0）の中間消費は、計算されるべき付加価値の額から控除する。しかしながら、一般政府と対家計非営利団体は非市場生産者であり、その産出は費用で評価するのだから、その中間消費はその産出額を増加させ、またその最終消費支出額と同じ額（対家計非営利団体の3と一般政府の6）だけ増加させる。表A. III. 1の第4の最終の部分は、FISMの配分から生じる支出の帰属を示す。以下に改めて示す。

	FISMの配分	非市場生産者への影響	合計
FISMの産出	48		48
一般政府の産出		6	6
対家計非営利団体の産出		3	3
輸入	2		2
供給合計	50	9	59
中間消費			
非金融法人企業	18		18
金融機関	0		0
一般政府	6		6
家計	0		0
対家計非営利団体	3		3
最終消費支出			
一般政府		6	6
家計	19		19
対家計非営利団体		3	3
輸出	4		4
需要合計	50	9	59

表A. III. 2. F I S I Mを制度部門に配分することの影響、非市場生産者の変化を含む

93-10.

(16)

用途

源泉

(16)

勘定	合計	財貨・ サービス (源泉)	S.2 海外	S.1 一国 経済	S.15 対家計	S.14 家計	S.13 一般 政府	S.12 金融 機関	S.11 非金融 法人企 業	取引とバランス項目	S.11 非金融 法人企 業	S.12 金融 機関	S.13 一般 政府	S.14 家計	S.15 対家計	S.1 一国 経渋	S.2 海外	財貨・ サービス (用途)	合計	勘定	
I. 生産勘定 ／对外勘 定	2 4 27 30	2 4 27 -2 30							18	P.72 サービスの輸入 P.62 財貨・サービスの輸出 P.1 産出 P.2 中間消費							2	2 4 57 30	I. 生産勘定 ／对外勘 定		
II. 1. 1 所得の發 生勘定										B.1 付加価値／对外収支	-18	48					30		30	II. 1. 1 所得の發 生勘定	
II. 1. 2 第1次所 得の配分 勘定	30				30				48	B.2 営業余剰	-18	48					30		30	II. 1. 2 第1次所 得の配分 勘定	
II. 2 所得の第 2次分配 勘定	230		13	217	6	14	35	106	56	D.41 利子	33	106	14	49	7	209	21		230	II. 2 所得の第 2次分配 勘定	
II. 2 所得の第 2次分配 勘定	22				22	1	35	-21	48	-41	B.5 第1次所得バランス	-41	48	-21	35	1	22			22	II. 2 所得の第 2次分配 勘定
II. 4 所得の使 用勘定	28				28	3	19	6	48	-41	B.6 可扣分所得	-41	48	-21	35	1	22			22	II. 4 所得の使 用勘定
					6	-6	-2	16	-27	48	P.3 最終消費支出										
											B.8 廉蓄、純／对外収支										

254

表A. III. 3. F I S I Mを名目部門だけに配分することの影響

用途																源泉									
勘定	合計	財貨・サービス (源泉)	S.2 海外	S.1 一国 経済	S.15 対家計	S.14 家計	S.13 一般 政府	S.12 金融 機関	S.11 非金融 法人企 業	名目 部門	取引とバランス項目	名目 部門	S.11 非金融 法人企 業	S.12 金融 機関	S.13 一般 政府	S.14 家計	S.15 対家計	S.1 非營利 団体	S.1 一国 経済	S.2 海外	財貨・ サービス (用途)	合計	勘定		
I. 生産勘定	48				48					48	P.1 産出 P.2 中間消費 B.1 付加価値／対外収支			48				48		48	48	48	I. 生産勘定		
II. 1. 1 所得の発 生勘定										48	-48		48											II. 1. 1 所得の発 生勘定	
II. 1. 2 第1次所 得の配 分勘定	222		16	206	7	17	99	77	66		D.2 営業余剰 D.41 利子 F I S I Mの調整 B.5 第1次所得バランス	-48	48										222	II. 1. 2 第1次所 得の配 分勘定	
II. 2 所得の第 2次分配 勘定					-6	-2	16	-27	48	-41	B.6 可処分所得	25	125	12	33	5	200	22						II. 2 所得の第 2次分配 勘定	
II. 4 所得の使 用勘定			6	-6	-2	16	-27	48	-41		B.8 廉蓄、純／対外収支	-48	-41	48	-27	16	-2	-6						II. 4 所得の使 用勘定	

付録III 間接的に計測される金融仲介サービス (FISM)

GDPへの影響は以下の通りである。

FISMの産出	48	最終消費支出	
一般政府の産出	5	一般政府	6
対家計非営利団体の産出	3	家計	19
(控除)		対家計非営利団体	4
中間消費		輸出	4
非金融法人企業	18	(控除)	
金融機関	0	輸入	2
一般政府	6		
家計	0		
対家計非営利団体	3		
GDP	30	GDP	30

11. 表A. III. 2は、統合経済勘定の形式でこれらの記入項目を示したものである。項目D41(利子)への記入は、第VII章の表7.1に示されたものと正確に一致する。表2におけるその他の記入は、このマニュアル中の他の表の対応項目の一部だけを示しており、他の箇所で明示的に現れるものではない。

3. FISMの産業への配分

12. FISMの部門への配分の基礎にある原則は、たとえば、供給・使用表のように、生産勘定が産業別に作成されている場合に、産業への配分にも直接一般化することができる。市場産出か市場価格で評価された自己使用のための産出をもつ産業の場合、その産業にFISMを配分すると、中間消費が増加し、付加価値が減少する。非市場産出をもつ産業にFISMを配分すると、中間消費と産出の双方が増加するが、付加価値は変化しない。

4. FISMの名目的部門への配分

13. FISMの使用部門への配分が適切でない場合が、時として、あるかもしれない。そのような場合、FISMの産出額全体を、名目的部門の中間消費とみなす。この名目的部門の産出はゼロ、付加価値は中間消費と同じ大きさで逆の符号をもつ。FISM

によって生み出された付加価値は名目的部門の中間消費によって正確に相殺され、GDPは、FISMの推計値に対して不変となる。しかしながら、この方法によっても、金融機関部門の産出と付加価値、したがって、金融機関部門の生産勘定と所得の発生勘定を正確に測定することができる。

14. (FISMを名目的部門に配分する場合) 第1次所得の配分勘定の利子記入は、現実の支払利子と受取利子である。前節まで中間消費、最終消費支出あるいは輸出とされていたFISMの価額は、この方法では、利子中に含まれている。さらに、第1次所得の配分勘定においては、名目的部門の負の付加価値(負の営業余剰)は、金融機関の付加価値(営業余剰)と連結されて示されるから、受取利子と支払利子の差額は、金融機関部門の第1次所得バランスに一度だけ記入されることになる。すべての部門について、バランス項目としての第1次所得バランスの変化は、可処分所得と貯蓄に持ち越されてゆくから、FISMが部門別に配分されるかどうかによらず、各部門の貯蓄の額は、同一である。

15. 表A. III. 3は、統合経済勘定の形式によって、FISMが名目的部門に配分される際の記入項目を示したものである。供給・使用表またはその他の産業別生産勘定の分析においては、名目的部門の場合と同様の取り扱いによって名目的産業が示されることになる。